

広島県告示第八百九十号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号。以下「規則」という。）に基づき行政庁が定めることとされている事項は、次のとおりとする。

平成十九年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県知事が所管する中小企業等協同組合（法第三条の規定による中小企業等協同組合をいう。）に係る規則第百十八条第一項第二号の規定による行政庁が定める金額は、中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号。以下「規程」という。）第五条及び第六条の規定により算出した額、規則第百十九条第五項及び第六項の規定による異常危険準備金及び異常危険準備金の積立及び取崩しに関する基準については、規程第七条から第九条までの規定による基準、法第五十八条の四の規定による健全性の基準及び規則第百二十三条の規定による健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備の額等については、規程第十条及び第十一条の規定による基準及び規程第百二十四条の規定による通常の予測を超える危険に対応する額については、規程第十二条及び第十三条の規定により算出した額、規則第百六十六条第二項及び第三項の規定による貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として行政庁が定めるところにより計算した金額については、規程第十四条の規定により算出した額をそれぞれ準用する。